



5 子どもを そだてる

(2) 子どもを 保育所に あずけるために すること

子どもを 認可の 保育所に あずけたい人は 市役所や 区役所で もうしこんで ください。

保育所の もうしこみ	市役所や 区役所へ 行って ください。保育所の もうしこみは いつでも できます。でも、4月 から 保育所に 子どもを あずけたい人は しめきりの日 が きまっていることがあります。気を つけて ください。くわしいことは 市役所や 区役所で きいて ください。		
	必要なもの	出すところ	いつ
	1 もうしこみ書 2 家族のことを 書いたもの 3 「なぜ 家で 子どもを そだてることが でき ないか」 書いたもの 4 給料を 書いたもの(源泉徴収票など)	市役所、区役所	いつでも できます。 4月から 子どもを あずけた 人は しめきりの 日 が き まっていることが あります。
↓			
えらぶ	市役所や 区役所が 子どもを 保育所に あずけることが できる人を えらびます。家で 子どもを そだてることが むずかしい人から 順番に えらびます。		
↓			
れんらく	市役所や 区役所から 子どもを 保育所に あずけることが できるかどうか れんらくが 来 ます。		
↓			
めんせつ	保育所のことを きくために 保育所へ 行きます(めんせつ)。保育所の人が 子どもを 保育所に あずけるときに 必要なものを 説明します。		
↓			
子どもを 保育所に あ ずける			



(3) ^{にんかがいほいくしよ}認可外保育所(^{にんかがいほいくえん}認可外保育園)

^{にんかがい}認可外の ^{ほいくしよ}保育所は ^{にわ}たてもものや ^{おお}庭の ^{ほいくし}大きさ、^{ほいくしよ}保育士< ^{せんせい}保育所の先生 >の ^{にんずう}人数などの ^あルールに合
^{ちい}っていない。 ^{ほいくしよ}小さい ^{おお}保育所が ^{おほ}多いです。